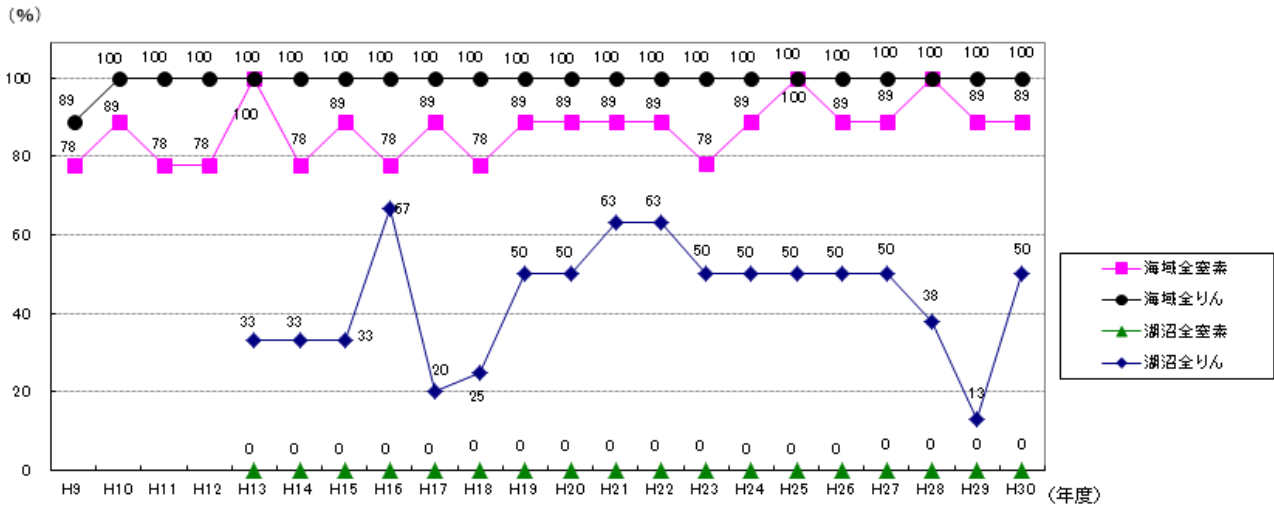


図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100

資料：県環境保全課

ウ 地下水

平成 30 年度は県内 49 地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、89.8%（平成 29 年度 89.4%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生活濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（平成 29 年度末現在）

区分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)
瀬戸内海	COD	20	17	6	44
	窒素	11	13	16	41
	りん	0.5	1.1	0.7	2.4
その他 (江の川)	COD	1	2	3	5
	窒素	0	1	7	8
	りん	0.1	0.2	0.3	0.6
県計	COD	21	19	9	49
	窒素	11	14	24	49
	りん	0.6	1.3	1.1	2.9

※端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生活濁負荷量のうち、COD、りんの約4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約9割を占めています。

なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約5割と多くなっています。